

2021年 4月 1日

政務活動費に関する内規

松本市議会公明党

代表 上條美智子



松本市議会公明党における政務活動費運用指針は、松本市議会政務活動費使途基準に準ずるとともに、下記の支出基準を独自に設けている。

記

1. 会費は、飲食を伴う場合は経費としない。
2. 旅費は、JR等の公共交通機関を利用した場合も領収書を添付する。

尚、旅費支出が「松本市職員の旅費等に関する条例」の規定額を上回った場合は、日当の範囲内で補填できるものとする。

3. 「松本市議会政務活動費充当に当たっての留意事項」の調査旅費のうち、自家用車を使用しての運用指針においては、1km当たり37円で計算して充当することとされているが、松本市議会公明党としては、現状の燃料費の実態に鑑み、1km当たり20円で換算し充当することとする。

適用は、2021年4月分の政務活動費の請求分からとする。

以上